

問 1

CFP[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、CFP[®]認定者のあるべき姿を規範的に示した、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「CFP[®]認定者の倫理原則」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

【第4原則】 公平性

専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、(ア)を開示し、管理しなければならない。

公平であるためには、業務契約についての情報を顧客に提供することが必要であり、重要な(ア)の開示が求められる。CFP[®]認定者は、適切な利害関係の下、自らの感情、偏見及び欲求を抑制することも必要である。公平性の原則を順守するために、CFP[®]認定者は、自らがそう扱われたいと思う方法で他人を扱わなければならない。

【第7原則】 秘密保持

(イ)を保護しなければならない。

顧客の情報は、権限を持つ者だけがアクセスできる方法で保護され、管理されなければならない。

CFP[®]認定者は、不適切な情報漏洩の防止について理解することにより、顧客との信用及び信頼関係を構築することができる。

【第8原則】 勤勉性

勤勉性をもって(ウ)を提供しなければならない。

勤勉であるためには、CFP[®]認定者は、適時適切な方法で専門家としての責任を果たすことが必要である。勤勉性の原則を順守するためには、(ウ)を適切に計画、管理及び提供することが求められる。

- | | | |
|----------------|----------------|-------------|
| 1. (ア) 利益相反 | (イ) 顧客のすべての情報 | (ウ) 専門的サービス |
| 2. (ア) 利益相反 | (イ) 顧客を識別できる情報 | (ウ) 公益的サービス |
| 3. (ア) 業務の遂行状況 | (イ) 顧客のすべての情報 | (ウ) 公益的サービス |
| 4. (ア) 業務の遂行状況 | (イ) 顧客を識別できる情報 | (ウ) 専門的サービス |

(問題2)

(設問B) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては、特定受託事業者を「フリーランス」といい、「業務委託事業者」は従業員を使用する法人でフリーランスに1ヵ月以上の業務委託をするものとする。

1. 従業員を使用する個人の事業者は、フリーランスに該当する。
2. 業務委託事業者が、フリーランスに対し業務委託をした場合は、業務内容や報酬額等の取引条件を明示する義務があるが、口頭による明示でもかまわない。
3. 業務委託事業者は、発注した物品の受取日や役務の提供日から起算して3ヵ月以内に、フリーランスに対し報酬を支払わなければならない。
4. 業務委託事業者は、フリーランスに落ち度がないのに作業費用を負担せずに発注内容を変更したり、成果物等の受領後にやり直しをさせたりすることはできない。

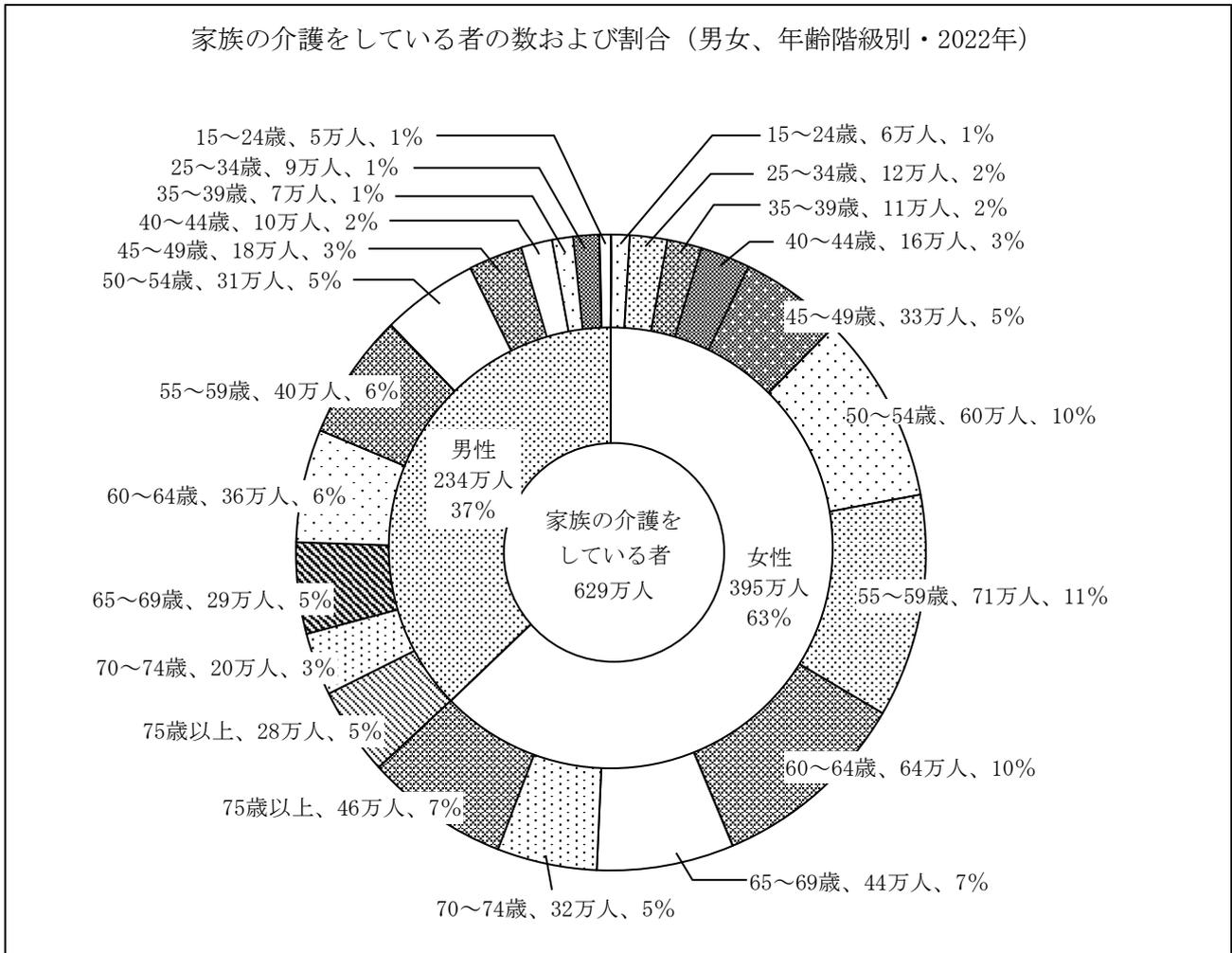
問2

C F P[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

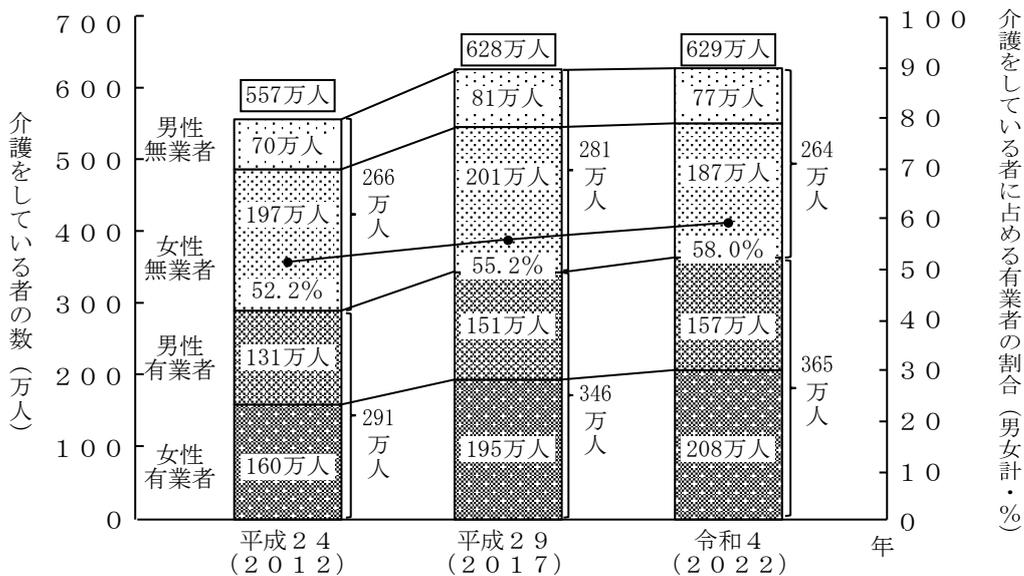
(問題3)

(設問A) 以下の<資料>は、内閣府が公表した「令和6年版男女共同参画白書」を基に作成したものである。<資料>に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>



家族の介護をしている者の推移（男女、就業状況別）



- 年代別にみると、男女ともに50歳代以上が多いが、特に50歳代以上の女性が家族の介護をしている者の（ア）を占めている。
- 高齢者が介護をしているケースもあり、70歳代以上で家族の介護をしている者の割合は、男女合計で約（イ）となっている。
- 家族の介護をしている者を就業状況別にみると、平成24（2012）年からの10年間で、（***）が減少している一方、（ウ）の割合は増加している。

※問題作成の都合上、文章の一部を（***）にしている。

1. (ア) 3分の2 (イ) 20% (ウ) 無業者
2. (ア) 2分の1 (イ) 20% (ウ) 有業者
3. (ア) 3分の2 (イ) 12% (ウ) 有業者
4. (ア) 2分の1 (イ) 12% (ウ) 無業者

(問題4)

(設問B) 会社員の倉田真人さんはパート勤務の妻と4人の子の6人家族である。以下の<資料>に基づき、真人さんが受け取ることができる児童手当の月額として、正しいものはどれか。なお、児童手当の支給要件は満たしているものとし、記載のない事項は考慮しないものとする。

<資料>

[倉田家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
倉田 真人	本人	45歳	前年の給与所得は750万円である。
倉田 愛	妻	45歳	前年のパートによる年間収入は90万円である。
倉田 歩	長女	19歳	大学1年生
倉田 唯	二女	16歳	高校1年生
倉田 舞	三女	10歳	小学4年生
倉田 翔	長男	2歳	

※上記に記載されているもの以外の収入はなく、家族は真人さんに生計を維持されている。

[児童手当の金額]

支給対象児童	1人当たりの月額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～高校生年代	10,000円
第3子以降	30,000円

※第3子以降のカウント対象には、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにあつて親等に経済的負担のある子も含まれる。

1. 35,000円
2. 50,000円
3. 70,000円
4. 80,000円

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○収入（年間・手取り）

平尾 大輔さん（本人・会社員）：現在420万円

平尾 洋子さん（妻・会社員）：現在300万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間340万円

○住宅関連費：持ち家（戸建て）

住宅ローン：金利年2.0%（全期間固定）

元利均等返済（ボーナス返済なし）

年間返済額120万円

債務者は大輔さんで70歳時に完済予定

固定資産税：年間10万円

○教育費

長男および長女は公立小学校に在学している。長男は中学校および高校は公立、大学は私立理系（四年制）へ、長女は中学校および高校は私立、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	120万円	45万円	95万円	85万円	120万円
入学一時金	—	10万円	60万円	15万円	30万円	40万円	50万円

○保険料：年間36万円

○自動車関連費

維持費：年間20万円

買替え：2034年に300万円

車検：2026年、2028年、2030年、2032年、2037年、2039年に車検を行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間25万円

○一時的支出：2037年に家族旅行費用50万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2024年（基準年）時点の現在価値である。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
家族・年齢	平尾 大輔	本人	45	46	47	48	49	50	51	52
		洋子	妻	43	44	45	46	47	48	49
		蒼空	長男	12	13	14	15	16	17	18
		結衣	長女	11	12	13	14	15	16	17
ライフイベント				長男 中学校 入学	長女 中学校 入学		長男 高校入学	長女 高校入学		長男 大学入学
			変動率							
収入	本人	1.5%	420	426	433	439	446	452	459	466
	妻	1.5%	300	305						
	収入合計	—	720	731						
支出	基本生活費	1.5%	340	345	350	356	361	366	372	377
	住宅関連費	0.0%	130	130	130	130	130	130	130	130
	教育費(長男)	1.5%	30	61						
	教育費(長女)	1.5%	30	30	185	125	127	135		
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	1.5%	20	20						
	その他支出	1.5%	25	25	26	26	27	27	27	28
	一時的支出	1.5%	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計			—	611	647		(ア)			
年間収支			—	109	84					
預貯金等残高			1.5%	1,000	1,099					

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
家族・年齢	平尾 大輔	本人	53	54	55	56	57	58	59	60
		洋子	妻	51	52	53	54	55	56	57
		蒼空	長男	20	21	22	23	24	25	26
		結衣	長女	19	20	21	22	23	24	25
ライフイベント				長女 大学入学	自動車 買替え	長男就職	長女就職	家族旅行		
			変動率							
収入	本人	1.5%	473	480	487	495	502	510	517	525
	妻	1.5%								
	収入合計	—								
支出	基本生活費	1.5%	383	389	395	401	407	413	419	425
	住宅関連費	0.0%	130	130	130	130	130	130	130	130
	教育費(長男)	1.5%				0	0	0	0	0
	教育費(長女)	1.5%					0	0	0	0
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	1.5%								
	その他支出	1.5%	28	29	29	29	30	30	31	31
	一時的支出	1.5%	0	0	0	0	0	61	0	0
支出合計			—							
年間収支			—	(イ)						
預貯金等残高			1.5%			649				

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題5)

(設問A) 平尾さん夫婦は、将来の資金計画についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 766 (イ) ▲81
2. (ア) 766 (イ) ▲65
3. (ア) 782 (イ) ▲81
4. (ア) 782 (イ) ▲65

(問題6)

(設問B) 平尾さん夫婦は、物価高が家計の収支に及ぼす影響についてCFP[®]認定者に質問をした。CFP[®]認定者は、収入および預貯金等残高の変動率を変えずに、基本生活費、教育費、自動車関連費、その他支出および一時的支出の変動率を1.5%から2.0%に変更したキャッシュフロー表を作成した。10年後(2034年)の預貯金等残高の差額(変更後の預貯金等残高(ウ)から現状の預貯金等残高649万円を差し引いた額)として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. ▲208
2. ▲204
3. ▲186
4. ▲184

<変更後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
家族・年齢	平尾 大輔	本人	45	46	47	48	49	50	51	52
		洋子	妻	43	44	45	46	47	48	49
		蒼空	長男	12	13	14	15	16	17	18
		結衣	長女	11	12	13	14	15	16	17
ライフイベント				長男 中学校 入学	長女 中学校 入学		長男 高校入学	長女 高校入学		長男 大学入学
			変動率							
収入	本人	1.5%	420	426	433	439	446	452	459	466
	妻	1.5%	300	305						
	収入合計	—	720	731						
支出	基本生活費	2.0%	340	347	354	361	368	375	383	391
	住宅関連費	0.0%	130	130	130	130	130	130	130	130
	教育費(長男)	2.0%	30	61						
	教育費(長女)	2.0%	30	31	187	127	130	138		
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%	20	20						
	その他支出	2.0%	25	26	26	27	27	28	28	29
	一時的支出	2.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計			—	611	651					
年間収支			—	109	80					
預貯金等残高			1.5%	1,000	1,095					

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
家族・年齢	平尾 大輔	本人	53	54	55	56	57	58	59	60
		洋子	妻	51	52	53	54	55	56	57
		蒼空	長男	20	21	22	23	24	25	26
		結衣	長女	19	20	21	22	23	24	25
ライフイベント				長女 大学入学	自動車 買替え	長男就職	長女就職	家族旅行		
			変動率							
収入	本人	1.5%	473	480	487	495	502	510	517	525
	妻	1.5%								
	収入合計	—								
支出	基本生活費	2.0%	398	406	414	423	431	440	449	458
	住宅関連費	0.0%	130	130	130	130	130	130	130	130
	教育費(長男)	2.0%				0	0	0	0	0
	教育費(長女)	2.0%					0	0	0	0
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%								
	その他支出	2.0%	29	30	30	31	32	32	33	34
	一時的支出	2.0%	0	0	0	0	0	65	0	0
支出合計			—							
年間収支			—							
預貯金等残高			1.5%		843	(ウ)				

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問C) 安藤さんは2030年3月末に定年を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2035年3月末にリタイアする予定である。安藤さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2026年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2035年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を複利運用しながら取り崩して、生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2035年4月1日から2045年3月末までの10年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

〈条件〉

[リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金450万円(2026年3月末時点)を2026年4月1日から2035年3月末までの9年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2030年3月末に受け取る退職一時金1,900万円(手取り額)を2030年4月1日から2035年3月末までの5年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2026年4月1日から2030年3月末までの4年間、毎年3月末に80万円を積み立てながら年利1.5%で複利運用し、積み立てた金額を2030年4月1日から2035年3月末までの5年間は年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2030年4月1日から2035年3月末までの5年間、毎年3月末に60万円を積み立てながら年利1.5%で複利運用する。

[リタイア後]

次のA、BおよびCの運用と取崩しを行う。

- A：2035年4月1日からの5年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用し、2040年3月末にリフォーム資金として500万円を取り崩す。
- B：上記のAとは別に、2035年4月1日から2045年3月末までの10年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に一定金額ずつ取り崩す。
- C：上記のAおよびBの運用と取崩しを行った後、2045年4月1日から2065年3月末までの20年間、蓄えた資金の残額を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に100万円ずつ取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
5年	1.051	1.077	1.104
9年	1.094	1.143	1.195
10年	1.105	1.161	1.219
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
5年	0.951	0.928	0.906
9年	0.914	0.875	0.837
10年	0.905	0.862	0.820
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
5年	5.101	5.152	5.204
9年	9.369	9.559	9.755
10年	10.462	10.703	10.950
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
5年	4.853	4.783	4.713
9年	8.566	8.361	8.162
10年	9.471	9.222	8.983
20年	18.046	17.169	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
5年	0.206	0.209	0.212
9年	0.117	0.120	0.123
10年	0.106	0.108	0.111
20年	0.055	0.058	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
5年	0.196	0.194	0.192
9年	0.107	0.105	0.103
10年	0.096	0.093	0.091
20年	0.045	0.043	0.041

1. 107万円
2. 114万円
3. 123万円
4. 125万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題8)

(設問A) 高倉さん(会社員・年収580万円)は住宅の購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入用資金800万円と、父から贈与される550万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.50%(全期間固定)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の10%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.50%
10年	1.16173
20年	1.34961
30年	1.56787

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.50%
10年	0.86079
20年	0.74096
30年	0.63781

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.50%
10年	129.38033
20年	279.68475
30年	454.29722

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.50%
10年	111.36912
20年	207.23438
30年	289.75411

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	1.50%
10年	0.00898
20年	0.00483
30年	0.00345

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	1.50%
10年	0.00773
20年	0.00358
30年	0.00220

1. 2,270万円
2. 3,130万円
3. 3,790万円
4. 4,210万円

(問題9)

(設問B) 目黒さんは、住宅ローンの借換えを検討しており、CFP[®]認定者に相談した。以下の〈現在の住宅ローン〉について、借入れから9年経過した時点(返済回数108回終了後)で、〈借換え後の住宅ローン〉に借換えを行った場合、削減される毎月の返済額(元利合計)として、正しいものはどれか。なお、借換えに要する諸費用等については考慮しないものとする。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は、円未満を四捨五入すること。

〈現在の住宅ローン〉

借入額：3,800万円

金利：年2.60% (全期間固定)

返済期間：35年 (返済回数420回)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

〈借換え後の住宅ローン〉

借入額：〈現在の住宅ローン〉の返済回数108回目終了後の残高

金利：年1.20% (全期間固定)

返済期間：25年 (返済回数300回)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

<係数表（1ヵ月用）> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.20%	2.60%
9年	1.11333	1.25987
25年	1.34745	1.89970
26年	1.36362	1.94909
35年	1.51816	2.45560

[現価係数]

期間	1.20%	2.60%
9年	0.89820	0.79373
25年	0.74214	0.52640
26年	0.73334	0.51306
35年	0.65869	0.40723

[年金終価係数]

期間	1.20%	2.60%
9年	113.33184	119.94072
25年	347.45052	415.24416
26年	363.61992	438.04044
35年	518.16132	671.81544

[年金現価係数]

期間	1.20%	2.60%
9年	101.79516	95.20068
25年	257.85768	218.58456
26年	266.65776	224.74128
35年	341.30844	273.58500

[資本回収係数]

期間	1.20%	2.60%
9年	0.00982	0.01050
25年	0.00387	0.00459
26年	0.00375	0.00442
35年	0.00293	0.00366

[減債基金係数]

期間	1.20%	2.60%
9年	0.00882	0.00834
25年	0.00288	0.00241
26年	0.00275	0.00228
35年	0.00193	0.00149

1. 18,115円
2. 21,429円
3. 21,866円
4. 25,077円

(問題10)

(設問C) 住宅ローンの「フラット35」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 申込者と申込者の子が親子リレー返済をする場合、申込者の子を借入れ当初から連帯債務者とすることは要件となっていない。
2. フラット35子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して、子の人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度である。
3. 店舗付き戸建て住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であれば、店舗部分に係る建設費についても、借入対象となる。
4. 借入対象となる住宅および土地について共有名義にする場合、申込者本人の共有持分の割合はそれぞれ2分の1以上必要である。

(問題 1 1)

(設問D) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの返済とすることができる。
2. 資金の用途は、入学金、授業料、在学のための住居費用などであり、受験料や受験時の交通費・宿泊費には利用できない。
3. 貸出金利は、変動金利または固定金利のいずれかを選択することができる。
4. 日本学生支援機構の奨学金と併用することはできない。

(問題 1 2)

(設問E) 日本学生支援機構の貸与奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸与奨学金には、第一種奨学金、第二種奨学金および入学時の一時金として貸与される入学時特別増額貸与奨学金がある。
2. 奨学金の申込時に機関保証を選択した場合、保証料は毎月の奨学金の貸与額から差し引かれ、日本学生支援機構が奨学生に代わり保証機関に支払う。
3. 大学進学後に家計急変の事由が発生した場合、緊急採用・応急採用の申込みは、当該事由が発生した日から12ヵ月以内に行わなければならない。
4. 減額返還制度を利用できるのは、通算して10年(120ヵ月)までである。

(問題 1 3)

(設問F) 貸金業法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 貸金業者に提出する収入を証明する書類には、納税通知書は含まれない。
2. 商品の購入に当たりクレジットカードを利用しリボルビング払いにした場合、総量規制の対象とならない。
3. 健康保険法に基づく高額療養費の貸付けは、総量規制の対象とならない。
4. 自動車の購入に必要な資金の貸付けで、当該自動車が譲渡により担保の目的となっているものは、総量規制の対象とならない。

問5

働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題14)

(設問A) 雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 基本手当の所定給付日数は、正当な理由のない自己の都合により退職した一般の受給資格者については、離職時の年齢にかかわらず、被保険者であった期間に基づいて定められている。
2. 基本手当は、離職理由にかかわらず、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あれば支給される。
3. すべての受給資格者は、公共職業安定所において求職の申込みを行った後、待期期間および給付制限期間が経過しなければ基本手当は支給されない。
4. 定年により離職した者は、特定受給資格者に該当する。

(問題15)

(設問B) 雇用保険の教育訓練給付金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、教育訓練給付金の支給要件を満たしているものとする。

1. 雇用保険の一般被保険者でなくなった日から1年以内に教育訓練給付対象講座の受講を開始している場合、教育訓練給付金の支給対象者となる。
2. 一般教育訓練の受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合、その費用は2万円を限度として教育訓練経費に含めることができる。
3. 雇用保険の一般被保険者が、一般教育訓練修了日の翌日から1年以内に当該一般教育訓練に係る資格を取得した場合、本体給付とは別に追加給付が行われる。
4. 教育訓練を開始した日前3年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金のいずれも支給されない。

(問題 16)

(設問C) Z A株式会社に勤務する桑原さん(50歳)は、2025年4月1日から4月30日まで家族の介護のため介護休業を取得し、2025年5月1日から職場復帰して、雇用保険の介護休業給付金の支給申請をすることとした。以下の<資料>に基づく桑原さんに支給される介護休業給付金の額として、正しいものはどれか。なお、介護休業給付金の支給要件をすべて満たしているものとする。また、休業開始時賃金日額と支給額は、円未満を切り捨てるものとする。

<資料>

[桑原さんの2024年10月から2025年3月までの給与等の状況] (単位:円)

月別実出勤日数	基本給	管理職手当	通勤手当
10月分 21日	420,000	80,000	30,000
11月分 20日	420,000	80,000	30,000
12月分 20日	420,000	80,000	30,000
1月分 19日	420,000	80,000	10,000
2月分 19日	420,000	80,000	10,000
3月分 21日	420,000	80,000	10,000
合計 120日	2,520,000	480,000	120,000

※2024年10月初日から2025年3月末日までの暦日数は182日である。

※休業期間は30日間であり、休業期間中は無給である。

※通勤手当は転居により1月分の支給から減額されている。

[介護休業給付金に係る限度額等]

休業開始時賃金日額の上限度額	17,270円
一支給単位期間における上限度額	347,127円

1. 331,308円
2. 334,986円
3. 344,554円
4. 347,127円

(問題 17)

(設問D) 労働基準法に基づく労働時間、休憩および休日に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 労働基準法では法定労働時間が定められており、労働時間の上限は原則として、1日について8時間、1週間について40時間とされている。
2. 1日の労働時間が6時間以下の場合、使用者は労働者に休憩時間を与えなくても差し支えない。
3. 使用者は、労働者に少なくとも毎週2回または4週間を通じ8日以上の日を与えなければならない。
4. 法定休日に労働させた後に代休を付与したとしても、法定休日に労働させたことによる割増賃金の支払い義務が生じる。

(問題 18)

(設問E) P F 株式会社で働いている橋口さんは、最低賃金法における最低賃金と比較するため、自身の2025年5月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づく最低賃金の対象となる時間あたりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[橋口さんに支払われた2025年5月分の賃金]

基本給	186,000円	月給制
家族手当	31,000円	月給制
職務手当	12,400円	月給制
休日出勤手当	27,900円	割増賃金を含む
通勤手当	20,000円	
合計	277,300円	

※橋口さんは、2025年5月に欠勤および早退等をしていない。

※上記以外に賃金の支払いはない。

[橋口さんの労働条件]

年間所定労働日数：240日

1日の所定労働時間：7時間45分

[時間あたりに換算した賃金額の計算方法]

月給制の場合：(賃金月額×12ヵ月) ÷ (年間所定労働日数×1日の所定労働時間)

1. 1,200円
2. 1,280円
3. 1,480円
4. 1,660円

(問題 19)

(設問F) PZ株式会社に勤務する馬場さんは、2025年5月22日に業務上の災害により負傷し、同日より療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、馬場さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付および休業特別支給金の合計額として、正しいものはどれか。なお、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額および休業特別支給金日額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[馬場さんの2025年2月から4月までの給与等の状況]

支払月	総日数	実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当
2月	28日	18日	280,000円	10,000円	20,000円
3月	31日	20日	280,000円	10,000円	20,000円
4月	30日	21日	340,000円	40,000円	20,000円
合計			900,000円	60,000円	60,000円

※上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

※PZ社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

※休業特別支給金は、給付基礎日額の20%相当額が支給される。

[馬場さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2025年5月22日（木）から5月30日（金）までの9日間。
- ・ 休業期間における賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。

[給付基礎日額の計算式]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 36,672円
2. 48,534円
3. 51,774円
4. 55,008円

(問題 20)

(設問G) 育児・介護休業法に基づく介護休業および介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、労使協定は締結されていないものとする。

1. 期間を定めて雇用される人が介護休業を申し出るためには、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヵ月を経過する日までに、労働契約（更新される場合は、更新後の契約）が満了することが明らかでないことが要件とされている。
2. 介護休業は、労働者が勤務先の事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して93日に達するまで、3回を上限として分割して取得することができる。
3. 介護休暇は、要介護状態にある対象家族の介護等をする労働者が、勤務先の事業主に申し出ることにより、1年度に5労働日（対象家族が2人以上の場合は10労働日）を限度として取得することができる。
4. 介護休業および介護休暇の対象家族には、配偶者の祖父母も含まれる。

(問題 21)

(設問H) 育児休業等期間中の厚生年金保険の保険料免除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 育児休業等の開始日と終了日翌日が同一月にある場合、同月に14日以上が休業がなければ保険料の免除は受けられない。
2. 育児休業等期間に係る保険料の免除期間は、保険料全額免除期間として年金の支給要件や年金額などに反映される。
3. 被保険者が1つの育児休業等を終了した日と次の育児休業等を開始した日との間に就業した日がない場合、保険料の免除については、その全部を1つの育児休業等とみなす。
4. 賞与に関する保険料は、育児休業等の期間が1ヵ月以下である場合は免除されない。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題22)

(設問A) 以下の<資料>に基づく、羽田さん(38歳)の2025年5月支給の給与から源泉徴収された所得税額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[羽田さんのデータ]

- ・ ZB株式会社の正社員(役員ではない)で、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)の被保険者である。
- ・ 標準報酬月額が36万円である。
- ・ 2025年4月支給の給与額は38万円であり、2025年5月支給の給与額は40万円である(いずれも源泉所得税・社会保険料控除前)。
- ・ 扶養親族等はない。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額表(被保険者負担分)]

(単位:円)

標準報酬月額	報酬月額		保険料		
	以上	未満	健康保険	介護保険	厚生年金保険
360,000	350,000～370,000		17,964	2,880	32,940
380,000	370,000～395,000		18,962	3,040	34,770
410,000	395,000～425,000		20,459	3,280	37,515

[雇用保険料(被保険者負担分)] 2,400円

[給与所得の源泉徴収税額表]

(単位:円)

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		扶養親族等の数
以上	未満	0人
		税額
338,000	341,000	11,610
341,000	344,000	11,850
344,000	347,000	12,100
347,000	350,000	12,340

1. 11,610円
2. 11,850円
3. 12,100円
4. 12,340円

(問題 23)

(設問B) 個人事業主の別所昭夫さん(45歳)は、妻と子1人の3人でTM市に居住している。以下の<資料>に基づく昭夫さんが支払う2025年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分および介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満を切り捨てること。

<資料>

[別所家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
別所 昭夫	本人(世帯主)	45歳	前年の総所得金額(事業所得) 580万円
別所 初恵	妻	43歳	前年の総所得金額(給与所得) 75万円
別所 渚沙	長女	16歳	高校生

※家族3人は同一世帯であり、3人はそれぞれTM市の国民健康保険の被保険者である。

※上記のほかに収入はない。

[TM市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除額43万円

項目	所得割	均等割(1人当たり)
医療分	8.69%	49,100円
後期高齢者支援金等分	2.80%	16,500円
介護分	2.36%	16,500円

※限度額については考慮しないものとする。

1. 973,400円
2. 1,001,200円
3. 1,017,700円
4. 1,034,200円

(問題 24)

(設問C) 近藤正幸さんは、妻の美佳さんと2人でZC市に居住している(同一世帯である)。以下の<資料>に基づく近藤家の2025年度分の介護保険料(年額)の合計額として、正しいものはどれか。

<資料>

[近藤家のデータ]

氏名	続柄	年齢	前年(2024年)の収入	市民税
近藤 正幸	本人 (世帯主)	68歳	・ 給与収入 240万円 ・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金 200万円	課税
近藤 美佳	妻	69歳	・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金 120万円	非課税

※正幸さんの給与所得控除額は、給与収入金額×30%+8万円である。

※公的年金等控除額は夫婦とも110万円である。

※上記のほかに収入はない。

[ZC市の介護保険第1号被保険者の所得段階別保険料(一部抜粋)]

所得段階	対象となる人	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.275
	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.455
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.65
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額 (75,800円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が130万円未満の人	基準額×1.13
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が130万円以上220万円未満の人	基準額×1.27
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が220万円以上320万円未満の人	基準額×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70

※表中の「課税年金収入額」とは、市民税が課税される公的年金等の収入金額である。

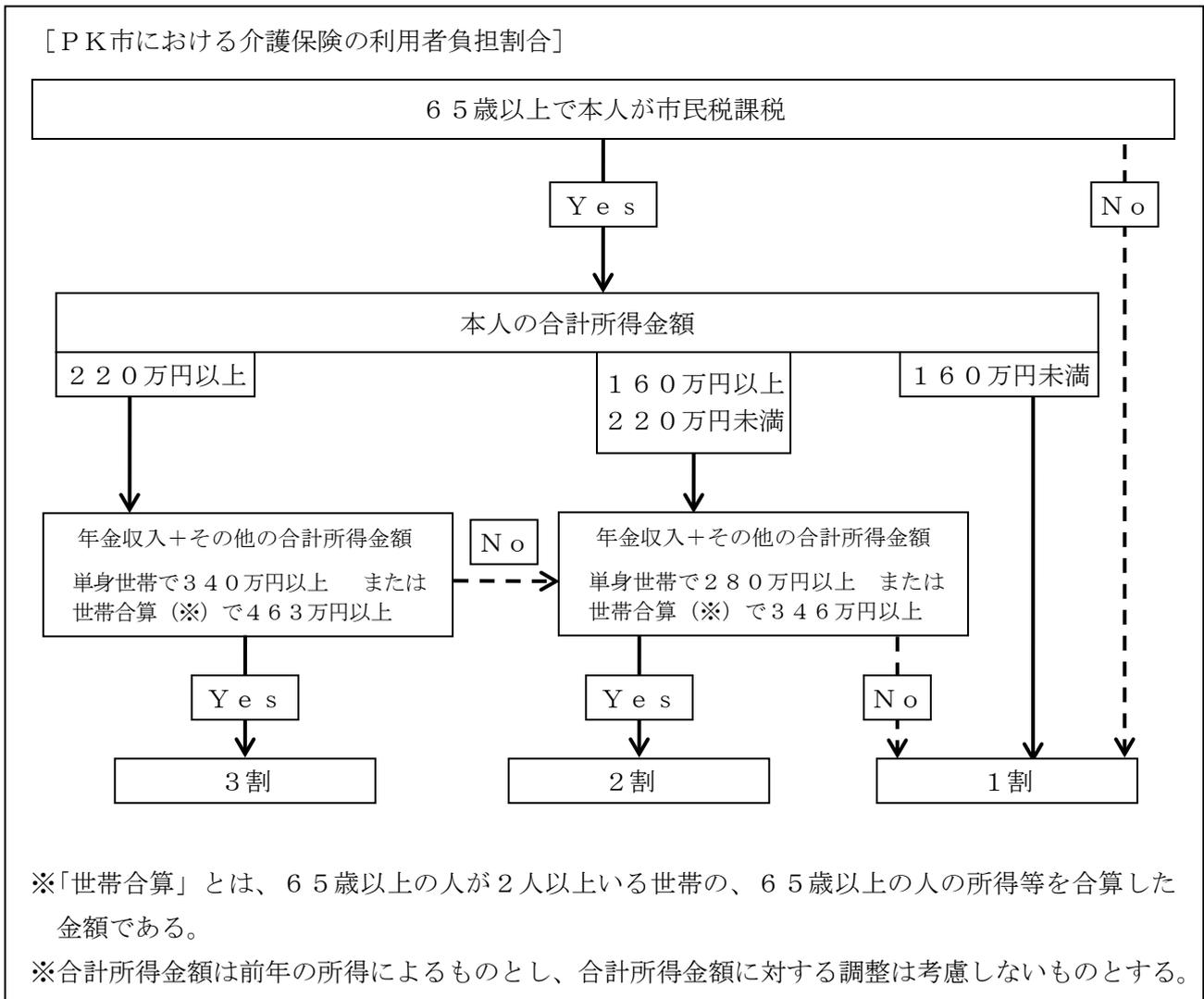
※合計所得金額に対する調整は考慮しないものとする。

1. 181,920円
2. 189,500円
3. 197,080円
4. 204,660円

(問題 25)

(設問D) 以下の<ケース1>~<ケース3>の人が、2025年5月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス(以下「介護サービス」という)を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額	
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	
65歳以上の者	330万円以下		110万円
	330万円超	410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超	770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超	1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超		195.5万円

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金)収入	前年の 不動産所得	市民税
＜ケース1＞	牧村 勇三	夫	77歳	270万円	40万円	課税
	牧村 光代	妻	74歳	190万円	40万円	課税
＜ケース2＞	三上 祐司	夫	81歳	180万円	160万円	課税
	三上 知子	妻	76歳	170万円	—	課税
＜ケース3＞	西岡 竜彦	夫	71歳	340万円	—	課税
	西岡 垣江	妻	68歳	70万円	—	非課税

※上記の人はいずれも公的年金（老齢年金）、不動産所得のほか収入はない。

※上記の人はすべてPK市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記のほか同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の牧村勇三さんの利用者負担割合は、3割である。
2. ＜ケース2＞の三上祐司さんの利用者負担割合は、3割である。
3. ＜ケース2＞の三上知子さんの利用者負担割合は、1割である。
4. ＜ケース3＞の西岡竜彦さんの利用者負担割合は、2割である。

（問題26）

（設問E）介護保険法に基づく介護保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 居宅介護サービス計画をケアマネジャーが作成する場合にかかる費用については、その費用の100分の90相当額が介護給付として支給される。
2. 第2号被保険者は、16の特定疾病のいずれかに該当し、要支援の認定を受けたときには、介護予防サービスを利用することができる。
3. 要支援の認定を受けた人に支給される予防給付には、施設サービスに係るものはない。
4. 第1号被保険者は、遺族厚生年金を年額18万円以上受給している場合、年金からの天引きによって保険料が徴収される。

(問題 27)

(設問 F) 健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の設定および改定に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 毎年7月1日現在の被保険者について、4～6月（報酬の支払基礎日数が17日以上ある月に限る）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、その年の（ア）からの標準報酬月額が決定される。
- ・ 被保険者が継続した3ヵ月間（報酬の支払基礎日数が3ヵ月とも17日以上の場合に限る）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低が生じた場合は、（イ）から標準報酬月額が改定される。
- ・ 育児休業等の終了後に職場復帰し、育児休業等終了日に当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育している被保険者が申出をした場合は、育児休業等を終了した日の翌日から起算して（ウ）を経過した日の属する月の翌月から標準報酬月額が改定される。

1. (ア) 9月 (イ) 著しく高低を生じた月の翌月 (ウ) 2ヵ月
2. (ア) 9月 (イ) 著しく高低を生じた月 (ウ) 3ヵ月
3. (ア) 7月 (イ) 著しく高低を生じた月 (ウ) 2ヵ月
4. (ア) 7月 (イ) 著しく高低を生じた月の翌月 (ウ) 3ヵ月

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題28）

（設問A）協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、被扶養者となる要件を満たしているものとする。また、認定対象者は障害者ではないものとする。

1. 被保険者の母の再婚相手（58歳）であって、被保険者と養子縁組をしておらず同一の世帯に属していない者は、年間収入が100万円、被保険者からの援助の年額が250万円である場合、被扶養者となることができる。
2. 被保険者の配偶者の弟（30歳）であって、被保険者と同一の世帯に属していない者は、年間収入が120万円、被保険者からの援助の年額が150万円である場合、被扶養者となることができる。
3. 被保険者と同一の世帯に属していない養父（73歳）は、年間収入が110万円、被保険者からの援助の年額が120万円である場合、被扶養者となることができる。
4. 被保険者と同一の世帯に属している収入のない配偶者（45歳）は、外国に赴任する被保険者に同行する場合には、被扶養者となるできない。

（問題29）

（設問B）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者になるためには、被保険者資格喪失日の前日まで継続して1年以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者になるための申出は、被保険者資格喪失日から14日以内に行わなければならない。
3. 任意継続被保険者には、資格喪失後の継続給付を除き、傷病手当金および出産手当金は支給されない。
4. 任意継続被保険者は、初めて納付すべき保険料を除き、正当な理由がなく納付期日までに保険料を納付しなかったときは、翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失する。

(問題30)

(設問C) HG株式会社に勤務している妹尾さん(35歳)は、2025年2月から傷病手当金を受給しており、2025年6月20日にHG社を退職する予定である。妹尾さんの協会けんぽの加入状況が以下のとおりである場合、傷病手当金の資格喪失後の継続給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

<妹尾さんの協会けんぽの加入状況>

	HK社	HG社
入社日(被保険者資格取得日)	2021年4月1日	2024年10月1日
退職(予定)日	2024年9月30日	2025年6月20日

※HK社、HG社はともに協会けんぽの適用事業所である。

1. 妹尾さんがHG社の退職日に出勤した場合、退職後に傷病手当金は継続給付されない。
2. 妹尾さんに資格喪失後の傷病手当金が継続給付される場合、その傷病手当金はHG社の退職日から通算して1年6ヵ月の期間内で支給される。
3. 妹尾さんは、HG社の資格喪失日の前日まで協会けんぽの被保険者であった期間が引き続き1年以上あるため、HG社の退職後も傷病手当金が継続給付される。
4. 妹尾さんに資格喪失後の傷病手当金が継続給付される場合、妹尾さんがその傷病手当金を受けなくなった日後3ヵ月以内に死亡したときは、一定の人に埋葬料または埋葬費が支給される。

(問題 3 1)

(設問D) 協会けんぽの被保険者である藤原さんは、私傷病による療養のため労務不能となって、2025年4月8日から同月24日まで継続して欠勤し、このうち同月9日から11日までには年次有給休暇を取得した。藤原さんがこの休業について傷病手当金を請求した場合、以下の<資料>に基づき、受給できる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、藤原さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとする。

<資料>

[藤原さんの2025年4月の勤務状況]

日	月	火	水	木	金	土
		1 ○出勤	2 ○出勤	3 ○出勤	4 ○出勤	5 公休日
6 公休日	7 ○出勤	8 ×欠勤	9 △有給	10 △有給	11 △有給	12 公休日
13 公休日	14 ×欠勤	15 ×欠勤	16 ×欠勤	17 ×欠勤	18 ×欠勤	19 公休日
20 公休日	21 ×欠勤	22 ×欠勤	23 ×欠勤	24 ×欠勤	25 ○出勤	26 公休日
27 公休日	28 ○出勤	29 公休日	30 ○出勤			

※年次有給休暇を取得した日について傷病手当金は支給されない。

※欠勤日について報酬は支払われていない。

[標準報酬月額]

2023年9月～2024年8月の標準報酬月額：280,000円

2024年9月～2025年4月の標準報酬月額：340,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式 (円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額}} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

10円未満四捨五入

1. 71,130円
2. 78,243円
3. 92,469円
4. 99,582円

(問題32)

(設問E) 協会けんぽの被保険者資格喪失後の出産に係る給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については支給要件を満たしているものとし、被保険者であった期間については任意継続被保険者であった期間はないものとする。

1. 被保険者資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人の被扶養者となっていた人が、被保険者の資格喪失日後6ヵ月以内に出産した場合、家族出産育児一時金の支給を受けることができる。
2. 被保険者資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人は、被保険者の資格喪失後も出産手当金の継続給付を受けることができる。
3. 被保険者資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人が、被保険者の資格喪失日後6ヵ月以内に出産した場合、出産育児一時金の支給を受けることができる。
4. 被保険者の資格喪失後に協会けんぽの被保険者である夫の被扶養者となった人が、資格喪失後の出産育児一時金と家族出産育児一時金のどちらの要件も満たしている場合は、いずれかの受給を選択することになる。

(問題33)

(設問F) 会社員の小原さん(54歳)は、2024年12月に体調を崩し、LH病院に入院し手術を受け、2025年5月に退院した。小原さんの医療費等が以下の<資料>のとおりである場合、2024年12月から2025年5月までの入院・手術についてLH病院に支払った医療費の自己負担額の合計額として、正しいものはどれか。

<資料>

[小原さんのデータ]

- ・ 協会けんぽの被保険者であり、標準報酬月額が59万円である。
- ・ 独身であり、健康保険の被扶養者はいない。
- ・ 「健康保険限度額適用認定証」をLH病院に提示している。

[小原さんの各月の医療費]

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
医療費	80万円	50万円	60万円	50万円	70万円	50万円

※2024年1月から11月の各月においては、医療費は発生していない。

※医療費はすべて保険適用であり、LH病院の同一の診療科での入院・手術についてのものである。

※入院時の食事代や差額ベッド代等、記載のない事項については考慮しないものとする。

※特定疾病に係る高額療養費の支給はないものとする。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(月額)]

- ・ 所得区分「標準報酬月額53万円～79万円」

167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
多数回該当 93,000円

1. 766,640円
2. 823,640円
3. 899,460円
4. 956,460円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭31.4.2～昭32.4.1	—	62歳	—	60歳
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,701円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 816,000円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 408,100円

[老齢基礎年金の満額] 816,000円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	21,836円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	15,732円

(問題 3 4)

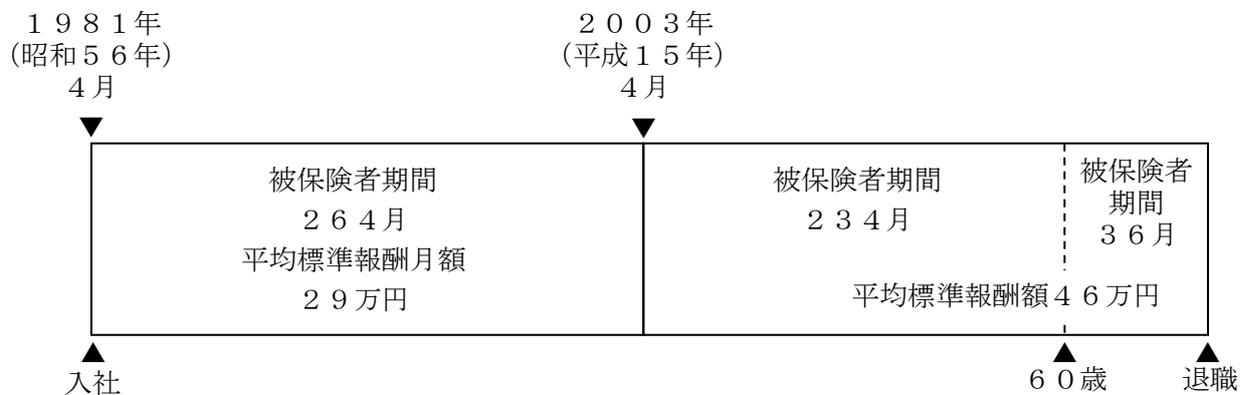
(設問A) 会社員の中井久美さんが63歳に達する日に会社を退職する場合、退職後に受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金は、長期加入者特例に該当する。以下の<資料>に基づき、久美さんが受け取ることができる長期加入者特例による特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、長期加入者特例とは、一定の要件を満たす場合に、報酬比例部分と定額部分が支給され、対象者がいれば加給年金額が加算されるものである。

<資料>

[中井家のデータ]

氏名	続柄	備考
中井 久美	本人	<ul style="list-style-type: none"> 1962 (昭和37)年10月8日生まれ (62歳) 1981 (昭和56)年4月にLB社に入社 (厚生年金に加入) し、63歳に達する日まで働く予定である。
中井 幹夫	夫	<ul style="list-style-type: none"> 1965 (昭和40)年12月11日生まれ (59歳) 1988 (昭和63)年3月に大学を卒業後、現在まで個人事業主として働き、厚生年金に加入したことはない。 2002 (平成14)年4月に結婚した当時から現在まで、久美さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[久美さんの厚生年金加入歴等]



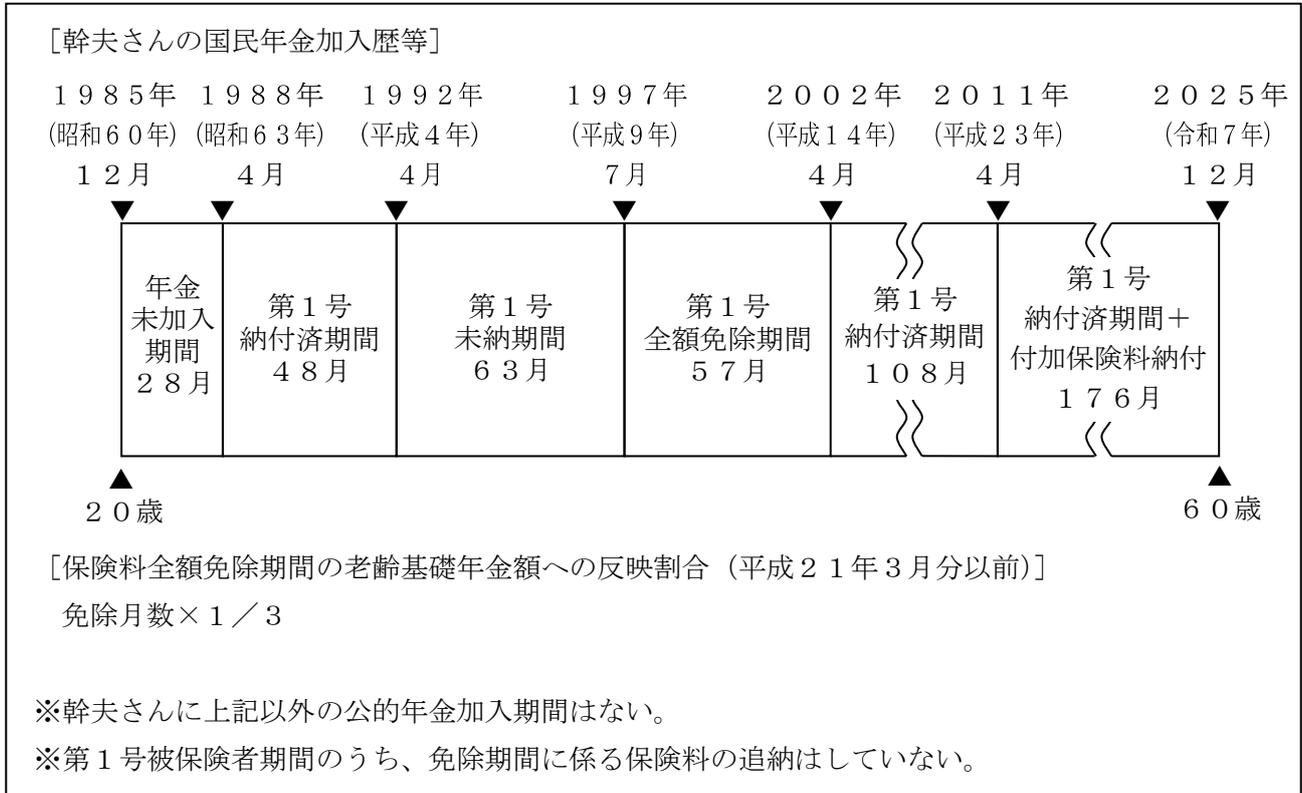
※久美さんに上記以外の公的年金加入期間はない。また、久美さんおよび幹夫さんは障害の状態にないものとする。

1. 1,226,230円
2. 2,042,710円
3. 2,450,810円
4. 2,542,664円

(問題 35)

(設問B) (問題 34) の幹夫さんの公的年金加入歴等が以下の<資料>のとおりである場合、幹夫さんが65歳時に受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 612,432円
2. 631,900円
3. 647,632円
4. 684,596円

(問題36)

(設問C) 老齢厚生年金の加給年金額と老齢基礎年金の振替加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては、老齢厚生年金の受給権者を夫、加給年金額および振替加算の対象者を妻とし、妻は夫に生計を維持されているものとする。また、記載のない事項については、加給年金額および振替加算の加算要件を満たしているものとする。

1. 夫の老齢厚生年金の受給権取得当時の被保険者期間が240月未満であって、その後の在職定時改定により被保険者期間が240月以上となった場合、その時点から加給年金額が加算される。
2. 夫の老齢厚生年金に加算されている加給年金額は、妻が繰上げ受給による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、支給が停止される。
3. 妻が70歳から老齢基礎年金を繰下げ受給する場合、妻に支給される老齢基礎年金には、70歳から増額された振替加算の額が加算される。
4. 振替加算の額が加算された老齢基礎年金の支給を受けている妻が夫と離婚した場合、離婚した翌月から振替加算の額は加算されなくなる。

(問題37)

(設問D) KP株式会社に勤務している安西義夫さんは、事故によって障害の状態となり、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、義夫さんが受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

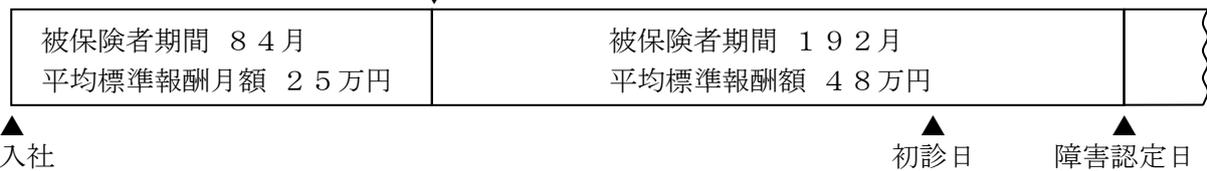
<資料>

[義夫さんのデータ]

- ・ 1975 (昭和50)年4月20日生まれ (50歳)
- ・ 障害等級は1級である。
- ・ 妻 (48歳)、長女 (20歳)、長男 (17歳) および二女 (15歳) と同居している。
- ・ 妻、長女、長男および二女はいずれも障害の状態になく、義夫さんに生計を維持されている。

[義夫さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15)年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額] 234,800円

[障害基礎年金 (2級) の年金額] 816,000円

[障害基礎年金の子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 234,800円

第3子以降 1人当たり 78,300円

1. 障害基礎年金	1,333,100円	障害厚生年金	1,053,242円
2. 障害基礎年金	1,333,100円	障害厚生年金	1,124,411円
3. 障害基礎年金	1,489,600円	障害厚生年金	1,053,242円
4. 障害基礎年金	1,489,600円	障害厚生年金	1,124,411円

(問題38)

(設問E) 個人事業主の露木さん(61歳)は、現在、病気療養のため休業しており、障害年金の受給についてCFP[®]認定者に相談した。障害基礎年金と障害厚生年金に関するCFP[®]認定者の次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、露木さんは、これまで国外に居住したことはなく、大学を卒業した22歳から定年の60歳まで、LM株式会社に勤務し厚生年金に加入していた。定年退職後は国民年金の任意加入はしていない。また、これまで障害年金を受給したことはなく、老齢年金の繰上げ請求もしていない。

1. 「露木さんの病気の初診日がLM社を定年退職した直後であった場合、初診日の時点で国民年金の被保険者ではありませんが、障害基礎年金の初診日要件および保険料納付要件を満たすことができます。」
2. 「露木さんの病気の初診日がLM社を定年退職する直前であった場合、初診日の時点で厚生年金の被保険者であったとしても、障害認定日の時点で厚生年金の被保険者でなければ障害厚生年金が支給されることはありません。」
3. 「露木さんが障害認定日において障害等級に該当する障害の状態になかった場合でも、その後障害の状態が重くなり、65歳に達する日の前日までの間にその傷病により障害等級に該当したときは、65歳に達する日の前日までの間に障害年金の支給を請求することができます。」
4. 「露木さんが障害認定日において障害等級に該当する障害の状態になかった場合でも、その後、新たな傷病により障害の状態となり、65歳に達する日の前日までの間に両方の障害を併合して初めて障害等級の1級または2級に該当するときは、障害基礎年金が支給されます。」

(問題39)

(設問F) 遺族基礎年金と遺族厚生年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 夫の死亡当時、夫によって生計を維持されていた子のない妻には、妻が受給権を取得した日から5年間に限り遺族基礎年金が支給される。
2. 被保険者の死亡当時、被保険者によって生計を維持されていた妻、子、母がいる場合、母に遺族厚生年金が支給されることはない。
3. 遺族基礎年金を受給している子が祖父母の養子となった場合、その子の遺族基礎年金の受給権は消滅する。
4. 父に対する遺族厚生年金は、その父が65歳に達するまでの間、支給が停止される。

(問題40)

(設問G) 遺族厚生年金とその他の公的年金等との支給調整等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族厚生年金の受給権者である厚生年金の被保険者に、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生した場合、その者が引き続き遺族厚生年金を選択して受給したときは、支給当月の標準報酬月額や支給当月以前の標準賞与額に応じ、遺族厚生年金の一部または全部の支給が停止される。
2. 遺族厚生年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合、65歳以後については遺族厚生年金と老齢厚生年金が併給されるが、この場合は遺族厚生年金が優先して支給され、老齢厚生年金の額については遺族厚生年金相当額が支給停止される。
3. 遺族厚生年金の受給権者が障害基礎年金の受給権を有する場合、65歳以後については遺族厚生年金と障害基礎年金は併給される。
4. 労働者災害補償保険の遺族補償年金の受給権者に、同一の支給事由による遺族厚生年金が支給される場合、遺族補償年金は減額されずに支給され、遺族厚生年金は減額されて支給される。

(問題41)

(設問H) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には合意分割と3号分割がある。離婚時の年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 合意分割の請求を行うに当たり、当事者またはその一方は実施機関に対して標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求できるが、婚姻期間中か離婚後かにかかわらず、当事者の一方のみが情報提供を請求した場合は、他方には通知されない。
2. 合意分割については、夫婦の協議により2分の1を上限として標準報酬の按分割合を定めるが、按分割合について合意できない場合、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所が按分割合を定めることができる。
3. 合意分割の請求ができるのは、2007年4月1日以後に離婚した夫婦に限られるが、2007年4月1日以前の婚姻期間についても分割の対象となる。
4. 3号分割の請求ができるのは、2008年5月1日以後に離婚した夫婦に限られるが、2008年4月1日以前の婚姻期間については分割の対象とはならない。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題42)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢給付金の一部を一時金として支給することを規約に定めることができる。
2. 脱退一時金の支給要件として、3年を超える加入者期間を規約に定めることができる。
3. 50歳未満の人に対して老齢給付金を支給することを規約に定めることはできない。
4. 老齢給付金の支給要件として、20年を超える加入者期間を規約に定めることはできない。

(問題43)

(設問B) 個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）および中小事業主掛金納付制度（以下「iDeCo+」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. iDeCoの老齢給付金および障害給付金は、規約に定めることにより、年金として受け取る方法のほかに、一時金として受け取る方法、年金と一時金を組み合わせて受け取る方法を選択することができる。
2. 国民年金の第3号被保険者としてiDeCoに加入していた者が、老齢給付金を一時金で受け取った場合、その一時金は所得税の計算上、退職所得とされ、退職所得控除の適用を受けることができる。
3. iDeCoに加入している会社員（国民年金第2号被保険者）は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、一定の要件の下で加入者となることができる。
4. iDeCo+を実施する事業主は、運営管理機関と個別に契約を結ぶことにより、iDeCoに加入していない従業員についても事業主掛金を拠出することができる。

(問題44)

(設問C) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保証期間のある終身年金に加入していた国民年金基金の加入員が年金受給前に死亡した場合、死亡時に生計を同じくしていた遺族に遺族一時金が支給される。
2. 国民年金基金の加入員が国民年金の保険料の一部の納付を免除される場合、原則として加入員の資格を喪失する。
3. 国民年金基金の加入員が国民年金の第2号被保険者または第3号被保険者となった場合、その日に加入員の資格を喪失する。
4. 国民年金基金の加入員がその資格を喪失した場合、脱退一時金が支給される。

(問題45)

(設問D) 筒井さんは勤務するTZ株式会社を2025年5月に退職し、退職一時金を受け取った。以下の<資料>に基づき、筒井さんの2025年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、筒井さんは、<資料>以外に退職手当等の支払いを受けたことはない。

<資料>

- ・ 筒井さんのTZ社の勤続期間：3年5ヵ月
 - ・ 筒井さんが受け取った退職一時金の額：670万円
- ※当該退職金は短期退職手当等に該当する。
※障害者になったことに基因する退職ではない。
※退職所得に関する手続きについては適正に行われている。

短期退職手当等に係る退職所得の金額は、次に掲げる区分に応じて計算する。

- (1) 「収入金額－退職所得控除額」 ≤ 300万円の場合
退職所得の金額 = (収入金額－退職所得控除額) × 1/2
- (2) 「収入金額－退職所得控除額」 > 300万円の場合
退職所得の金額 = 150万円 + {収入金額－(300万円＋退職所得控除額)}

1. 255万円
2. 275万円
3. 360万円
4. 400万円

問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 以下の＜PC社のキャッシュフロー計算書＞は＜PC社のデータ＞を反映して作成されている。空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

＜PC社のデータ＞

(単位：千円)		
勘定科目	前期末残高	当期末残高
売掛金	900	1,200
棚卸資産	350	700
買掛金	1,600	1,100

＜PC社のキャッシュフロー計算書＞

(自：2024年4月1日 至：2025年3月31日)

(単位：千円)	
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税金等調整前当期純利益	1,900
減価償却費	550
売上債権の増減額	***
棚卸資産の増減額	***
仕入債務の増減額	***
小計	***
利息および配当金の受領額	40
利息の支払額	▲90
営業活動によるキャッシュフロー	(ア)
(以下省略)	

1. 1,250
2. 2,250
3. 2,550
4. 3,550

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 任意後見制度および成年後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意後見人は、報酬に関する特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。
2. 任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、公証人の認証を受けた書面によって任意後見契約を解除することができる。
3. 成年後見人は、就任後、遅滞なく成年被後見人の財産の調査に着手し、原則として1ヵ月以内に、その調査を終え、かつ、その目録を作成しなければならない。
4. 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、弁済期が到来している相続財産に属する債務の弁済を行うときは、家庭裁判所の許可を得る必要はない。

(問題 4 8)

(設問B) 自筆証書遺言書の保管制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 病気等で遺言者本人が遺言書保管所に出頭できないときは、自筆証書遺言書の保管制度を利用することはできない。
2. 遺言書保管所に保管の申請をする自筆証書遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成された無封のものでなければならない。
3. 自筆証書遺言による遺言書の保管の申請は、他に保管している遺言書がない場合、遺言者の住所地もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所にしなければならない。
4. 遺言書保管所に保管されている自筆証書遺言書の遺言者の死後、関係相続人等は当該遺言書の閲覧を請求することができるが、関係相続人等には相続を放棄した者は含まれない。

(問題 4 9)

(設問C) 介護保険法に基づく介護施設に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入所対象者は、要支援2または要介護1以上の認知症の人である。
2. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所対象者は、要介護2以上の人であるが、要支援2または要介護1の人でも特例的に入所できる場合がある。
3. 介護医療院の入所対象者は、要介護1以上の人である。
4. 介護老人保健施設（老健）の入所対象者は、要介護1以上の人である。

(問題50)

(設問D) 各都道府県の社会福祉協議会が行っている「不動産担保型生活資金貸付制度(要保護世帯向けを除く)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 借入申込者の属する世帯は、市町村民税非課税または均等割課税程度の低所得世帯でなければならない。
2. 借入申込者が担保となる居住用不動産を同居の配偶者と共有している場合、当該配偶者を連帯借受人とすれば、貸付けの対象となる。
3. 担保となる居住用不動産に賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されている場合、貸付けの対象とならない。
4. 貸付契約終了前に貸付元利金が貸付限度額に達した場合、新規の貸付けは停止され、以後、担保となっている住宅に住み続けることができなくなる。